

特定粉じん排出等作業実施届出書

記載要領

- 届出は、【様式第3の5】及び【別紙】並びに【添付書類】を作成の上、作業開始予定日の14日前までに届出すること。(提出部数: 2部(正本及びその写しを各1部))
- 2以上の特定粉じん排出作業を、同一の工場又は事業場の建築物その他工作物について行う場合は、1つの届出書によって届出を行うことができる。
(提出部数は2部必要)

令和7年12月
広島県

【様式3の5】

<p>① 受信者名 (県厚生環境事務所 市町の届出先)</p> <p>・広島市内の作業…広島市長 (環境政策課) ・福山市内の作業…福山市長 (環境保全課) ・吳市内の作業…吳市長 (環境政策課) ・三次市内の作業…三次市長 (環境政策課)</p> <p>届出先の詳細は最終面に記載しています。</p>		<p>・庄原市内の作業…庄原市長 (環境政策課) ・東広島市内の作業…東広島市長 (生活衛生課) ・大崎上島内の作業…大崎上島町長 (広島西海岸生環境事務所環境管理課)</p> <p>他の市町内における作業…右の表を参照のこと。</p>	
<p>② 届出者</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者又は自主施工者となる。 住所、名称及び氏名(電話番号)を記入すること。 法人代表者の代理人を届出者とする場合は、代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。 不要な文字を抹消すること。 <p>(ア)通常の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」 (イ)災害等の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」</p>		<p>③ 根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 作業を実施する場所(住所)及びその工事の名称を記載すること。 <p>(※)具体的には、除去に先立ち作業区間の隔離、集じん・排気装置の設置等のための作業を開始する日を指す。)</p>	
<p>④ 特定工事の場所</p>		<p>⑤ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業の開始日は、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。 特定粉じん排出等作業の開始日には、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。 具体的には、除去に先立ち作業区間の隔離、集じん・排気装置の設置等のための作業を開始する日を指す。) 囲い込み、封じ込み等作業にあっては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始日となる。 <p>該当する作業に○印をつけること。</p>	
<p>⑥ 特定粉じん排出等作業の種類</p>		<p>⑦ 特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>⑧ 特定建築材料の種類</p> <p>⑨ 特定建築材料の使用面積</p> <p>⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要</p>	
<p>⑪ 特定工事を実行するもとの現場責任者の氏名及び連絡場所</p>		<p>⑫ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>	
<p>参考事項</p>		<p>備考</p> <p>1 次付け石綿又は石綿を含有する耐熱材、保溫材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見抜き図を添付すること。 及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。 2 した場合は、下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>3 ※印の欄には、記載しないこと。 4 届出書、見取図 A 4 すること。 日本産業規格 A 4 すること。</p>	
<p>① 受信者名 (県厚生環境事務所の届出先)</p> <p>・大竹市、廿日市市</p> <p>安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸大田町、北広島町</p> <p>江田島市</p> <p>竹原市</p> <p>三原市、尾道市、世羅町</p> <p>府中市、神石高原町</p>		<p>受信者名 (県厚生環境事務所の届出先)</p> <p>・広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課)</p> <p>・広島県西部厚生環境事務所長 (広島支所衛生環境課)</p> <p>・広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課)</p> <p>・広島県東部厚生環境事務所長 (環境管理課)</p> <p>・広島県東部厚生環境事務所長 (福山支所衛生環境課)</p>	
<p>① 様</p> <p>② 電話番号</p> <p>③ 年 月 日</p> <p>④ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>届出者</p> <p>⑤ 年 月 日</p> <p>⑥ 様</p> <p>⑦ 電話番号</p> <p>⑧ 年 月 日</p> <p>⑨ 年 月 日</p> <p>⑩ 年 月 日</p> <p>⑪ 年 月 日</p> <p>⑫ 年 月 日</p>			
<p>様式3の5 特定粉じん排出等作業実施届出書</p> <p>年 月 日</p>			

特宣粉之公排出等作業事施屢出書

様 標 年 月 日 氏名又は名跡及び住所並びに法
人につてはその代表者の氏名

電話番号

する断熱材、保溫材若しくは耐火被覆材に(3)の特定粉じん拵出等の染色防止法第18条の17第1項(第2項)に規定する染色防止法第18条の17第1項(第2項)により、次のとおり

4) 目的対象特定工事の名称) **5**

5. の項目 改造・補修作業 6. の項目 定期点検 7. 年月日 年月日

類項	1.吹付け石綿	2.石綿を含有する保熱材	3.石綿を含有する耐火被覆材	4.石綿を含有する耐火被覆材
主 題	1.吹付け石綿 2.石綿を含有する保熱材 3.石綿を含有する耐火被覆材 4.石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果 ※審査結果 ※審査結果 ※審査結果	口 月 年 月	口 月 年 月

見慣図のどおり。	9	m ²
引導のとおり。 規制のとおり。	10	m ² (幢)

其他工作	⑪	电话号码
用场	出	出

（12）
当の電話番号
（12）
保温材等の部材の見取図を添付する。
（12）
耐火被覆材に係る特定粉じん排
（12）
電話番号

機別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、
機械しないこと。

【別紙】

(13) 特定建築材料の処理方法	該当するものに○印をつけること。
(14) 特定粉じん排出等作業の方 法が大気汚染防止法第18条の 19各号に掲げる措置を当該各 号に定める方法により行うも のないときは、その理由	建築物等が倒壊するおそれがあるときその他の法第18条の19各号のいずれかに掲げる措置を当該各号により行う場合には、その理由を記載すること。 ※災害等による破損により、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する場合、物理的に特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離することや、隔離した場所において集じん・排気装置を使用することが困難な場合等をいう。
集 じ ん ・ 排 気 装 置	(15) 機種・型式・設置数 (16) 排気能力 (m ³ /min) (17) 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%) (18) 使用する資材及びその種類 (19) その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法
(18) 使用する資材及びその種類	集じん・排気装置の機種、型式及びその設置数を記入すること。 集じん・排気装置の排気能力 (m ³ /min) 及び隔離空間の内部の空気についての1時間当たりの換気回数 (回) を記入すること。(4回以上が求められる。)
(19) その他の特定粉じんの排出 又は飛散の抑制方法	エアフィルタはHEPAフィルタであること。 エアフィルタはHEPAフィルタであること。 上記①の特定建築材料の処理方法が「その他」に該当する場合には、その処理方法を記入すること。 別紙は特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

別紙	特定粉じん排出等作業における措置
特定粉じん排出等作業における措置	⑬ 除去・開い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号により行うものでないときは、その理由	⑭ その理由
集じん・排気装置	⑮ 機種・型式・設置数 ⑯ 排気能力 (m ³ /min) ⑰ 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%) ⑯ (1時間当たり換気回数 回)
参考	1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。 2 使用する資材及びその種類の欄には、保湿剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。 3 他の特定粉じん排出又は飛散の抑制方法欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、風い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。 4 作業場の隔離又は収生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。 見取図は、主要寸法及び排気口の位置を記入すること。 設置場所及び排気口の位置を記入すること。

【添付書類】

様式第3の5及び別紙のほか、次の書類を添付すること。

〔・図面は、必要事項が明確に判断される程度のものでよい。
・添付書類は原則としてA4版とし、それ以上の場合にはA4版の大きさに折りたたむこと。〕

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図

主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を明記すること。

また、作業基準及び石綿事前調査結果に係る掲示板の位置を明記すること。

作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図

主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を明記すること。
※ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 (耐火建築物等の建築物・その他工作物の別、建築物の場合延べ面積)
※ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
※ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※ ただし、オヘキについては、様式第3の4に「参考事項」として記入することで添付書類に代えることができる。

【提出先】

届出書の提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住 所
大竹市、 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央 1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町 26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町 5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町 3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町 20-25
東広島市	東広島市生活衛生課	082-422-1048	東広島市西条栄町 8-29